（事業者配布用）

審 議 資 料 1

京都市高速鉄道事業
駅職員業務受託事業者
公募要項（案）

令和６年５月

京都市交通局

目次

１　用語の定義 1

２　応募の資格 1

３　委託業務の概要 1

４　委託に係る主な基本事項.....3

５　公募要項発表から受託事業者決定までの流れ.....4

６　応募までの手順 5

７　応募に係る注意事項.....6

８　選定方法及び選定結果の通知.....6

９　契約方法.....7

１０　その他の留意事項.....7

１１　問合せ先 8

（別紙１） 9

（別紙２） ６６

（別紙３） ６７

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項

京都市交通局では、京都市高速鉄道の駅職員業務を委託することとし、下記のとおり受託事業者を公募いたします。

記

１　用語の定義

本要項において使用する用語について、以下のとおり定義します。

（１）駅務区長とは、駅業務に関する責任者である京都市交通局の職員を指します。

（２）担当係長とは、東西線を六地蔵駅から御陵駅、蹴上駅から太秦天神川駅までの２管区に分けた各管区の駅の責任者である京都市交通局の職員で、駅務区長の補佐をする職員を指します。

（３）助役とは、各駅の責任者として駅務区長及び担当係長の指揮命令の下に駅業務に従事する京都市交通局の職員で、駅務主任助役及び駅務助役を指します。

（４）駅業務責任者とは、受託業務の現場での責任者である受託事業者の職員で、同じく受託事業者の職員である業務従事者の監督及び京都市交通局職員である駅務区長、担当係長及び助役等との連絡調整業務等を行う者を指します。

（５）業務従事者とは、受託事業者の受託業務に従事する者を指します。

２　応募の資格

応募資格は、本委託業務に応募の時点で次の各号に掲げる条件に該当する法人である事業者とします。

（１）鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの業務経験を有する者

（２）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

（３）法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第９６条の６又は第１９８条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は公訴を提起された者で、起訴猶予処分又は刑の執行を終えてから２年を経過しない者でないこと

（４）法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと

（５）京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと

（６）次に掲げるものを滞納していないこと

ア　所得税又は法人税

イ　消費税

ウ　京都市の市民税及び固定資産税（本市に事業所がある場合）

エ　京都市の水道料金及び下水道使用料（本市に事業所がある場合）

（７）受託時に京都市内に事務所等を設置できること。ただし、京都市交通局が指定する地下鉄駅構内スペースを有償で事務所として貸与することも可とします。(現行受託事業者は椥辻駅構内のスペースを事務所として使用しています。)

３　委託業務の概要

原則として、委託対象駅９駅（「区分Ａ」）の受託事業者を募集します。

なお、区分Ａを２区分に分けた「区分Ｂ」、「区分Ｃ」での応募も可能としますが、その場合、「区分Ｂ」、「区分Ｃ」のどちらか１区分のみの応募しかできません。

（１）委託対象駅及び応募区分等

ア　委託対象駅（東西線９駅）及び応募区分

応募区分		委託対象駅
区分Ａ（９駅）	区分Ｂ（４駅）	石田、小野、椥辻、東野
	区分Ｃ（５駅）	蹴上、東山、京都市役所前※1、二条城前、西大路御池

イ　委託する仕業及び要員想定数

応募区分		駅　名	委託する仕業	要員想定数
区分Ａ（９駅）	区分Ｂ（４駅）	石　田	泊勤務２	６
		小　野	泊勤務２、日勤１	７
		椥　辻	泊勤務２	６
		東　野	泊勤務２	６
		小　計		２５
	区分Ｃ（５駅）	蹴　上	泊勤務２	６
		東　山	泊勤務２	６
		京都市役所前※1	泊勤務２、日勤１	７
		二条城前	泊勤務２	６
		西大路御池	泊勤務２	６
		小　計		３１
	合　計			５６

勤務時間：泊勤務　　午前９時００分～翌日午前９時１０分

日　勤　　午前９時００分～午後５時４５分

※１　令和７年度より京都市役所前駅は改札口のリモート化を実施します。

（２）委託期間

令和７年４月１日９時００分から令和１２年４月１日９時１０分までの５年間とします。

ただし、受託業務の履行内容が不良で業務遂行に不都合が生じ、京都市交通局が改善指示をして一定期間が経過しても受託事業者に改善が見られない場合には、委託期間内であっても契約を解除することがあります。

（３）業務内容の概要

業務従事者は、運転取扱いに関する業務以外の駅の業務全般に従事するものとし、具体的には次に定める業務となります。

ア　乗車券、カード等の販売、改札、集札、乗り越し精算、管理

イ　旅客の案内、整理、警戒・監視業務

ウ　駅務機器の取扱い、管理

エ　駅務室（防災管理室）の管理

オ　始終業の取扱い

カ　駅施設の管理、放置自転車の整理、駅構内の保安・警備

キ　拾得物の取扱い

ク　収入金・つり銭資金等、連絡物、拾得物等の搬送

ケ　各種帳票類の作成

コ　無人改札口、リモート対応改札口の取扱い（当該改札口がある場合）

サ　収入金等の管理、納金

シ　異常時、緊急時の取扱い

ス　その他駅業務全般

４　委託に係る主な基本事項

（１）法令等の遵守

受託業務の実施に当たっては、業務に関連する関係諸法令、京都市交通局関係規程等（別紙１参照）及び京都市交通局からの指示等を遵守し、適正に業務を実施しなければなりません。

なお、一部の京都市交通局関係規程等は「京都市例規集」から閲覧することができます。（アドレス https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/d1w_reiki/reiki.html）

（２）業務の再委託

業務の再委託は認められません。

（３）守秘義務・信用失墜行為

ア　受託事業者は、業務上で知り得た個人情報について、京都市個人情報保護条例等に基づき適切に処理するものとします。

イ　受託事業者は、京都市の信用を失墜させる行為をしてはなりません。

ウ　受託事業者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。

このことは、委託契約の解除後又は委託契約期間満了後においても同様とします。

（４）委託料の支払い

委託料の支払いについては別途定めることとします。

（５）事務所等の設置

受託事業者は受託期間中、京都市内に事務所等を設置しなければなりません。

なお、京都市交通局が地下鉄駅構内に特定し、有償で貸与する事務所も可としますが、受託の全期間に渡り、借り受けることを条件とします。

（６）駅業務責任者の選任

ア　受託事業者は、業務の履行状況の確認、業務従事者の管理監督、指示、指導や、駅務区長、担当係長及び助役等との連絡調整業務等を遂行できる能力を有し、鉄道事業の業務内容を熟知した者を駅業務責任者として選任しなければなりません。

イ　駅業務責任者は、受託した駅を毎日巡回し、業務従事者に対して指示、指導を行わなければなりません。このため、受託事業者は、駅業務責任者が業務従事者の日々の業務について指示、指導を確実に実施できるような泊勤務の体制を組まなければなりません。

ウ　駅業務責任者は、業務従事者を兼ねることはできないものとします。ただし、別に駅業務責任者を配置できる時に限り、業務従事者を兼ねることができるものとします。

（７）業務従事者の教育・訓練

ア　業務従事者の従事前研修（業務従事者の補充のための研修を含む）

業務従事者の従事前研修については、受託事業者が実施することとします。ただし、新規に受託した事業者が行う従事前研修については、京都市交通局と協議のうえ、必要経費を受託事業者が負担して実施することとし、実習実施場所は、京都市交通局の駅を使用するものとします。

イ　業務従事者の従事期間中の研修

業務従事者が業務に従事した後においては、受託事業者は年間を通じて業務従事者が行う業務に必要な知識、技能を維持させるため、定期的に教育訓練を実施しなければなりません。また、京都市交通局の実施する研修で、京都市交通局が指定するものについては、研修を受講させることとします。

ウ　業務従事者の資質向上に向けた取組

受託事業者は、業務従事者の資質向上に向け、積極的な取組を行ってください。

京都市交通局では、障害のある方や高齢のお客様への接遇・介助の基本を習得させることを目的として、平成３０年度から順次、主任助役及び助役等を対象に

交通サポートマネージャー研修を受講させています。業務従事者についても、交通サポートマネージャーやサービス介助士の積極的な資格取得に努めていただくとともに、資格取得者から他の業務従事者への伝達研修等による接遇の向上に努めてください。

（８）備品、施設等の取扱い

ア　制服の着用

業務従事者及び駅業務責任者が業務従事者を兼ねる場合は、京都市交通局が定めた制服等を着用することとし、制服等は受託事業者が調達するものとします。

イ　備品、施設等の使用

受託事業者が受託業務を遂行するに当たり、京都市交通局が必要と認める備品、施設等は京都市交通局が用意します。

なお、寝具類（ベッド、布団、シーツ等）については、京都市交通局が想定する仕業及び要員に基づき必要数を用意しますが、受託者の都合により追加で寝具類が必要となる場合は、受託事業者で費用を負担するものとします。

５　公募要項発表から受託事業者決定までの流れ

※日程については変動することがあります。

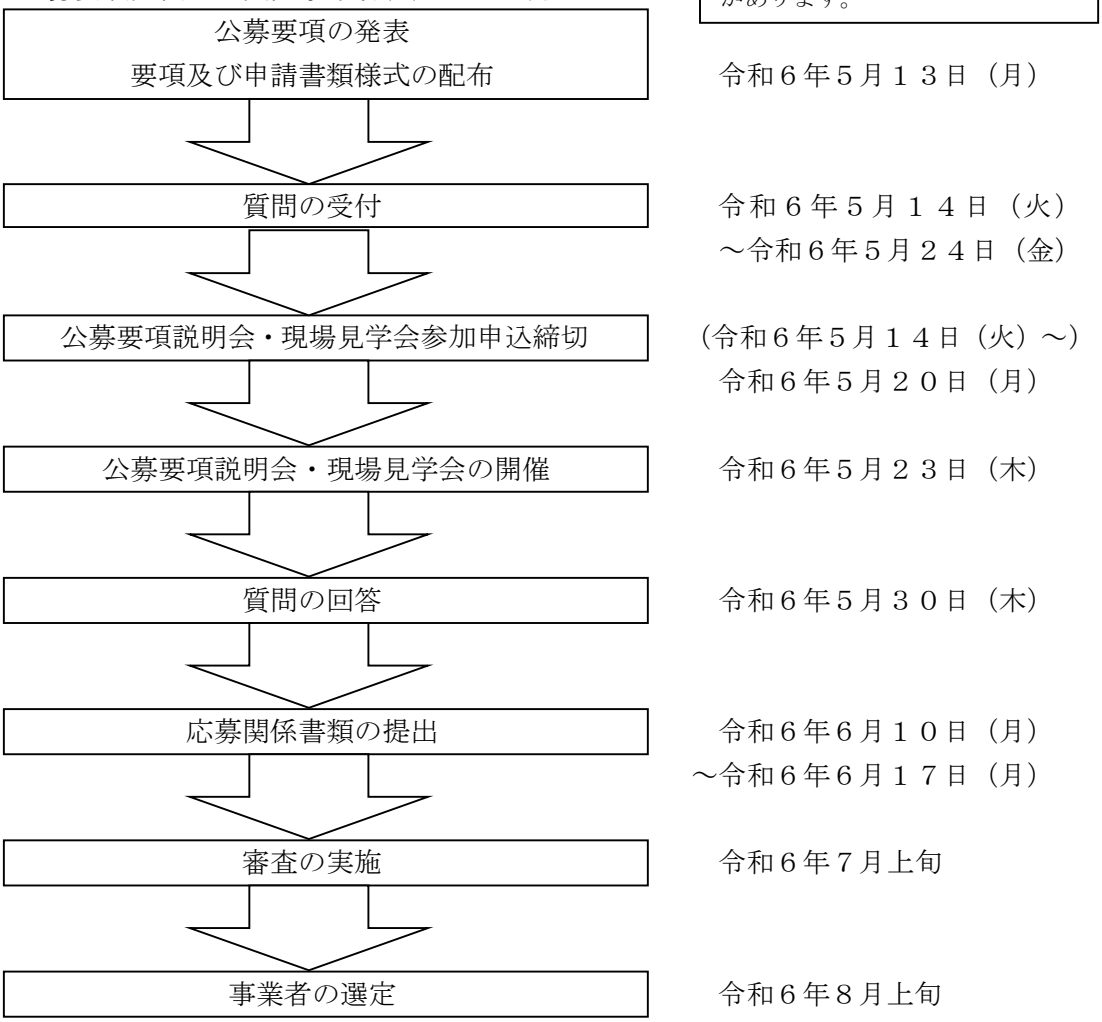

６　応募までの手順

（１）公募要項説明会及び現場見学会

応募を希望する事業者に対して、公募要項説明会及び現場見学会を開催します。参加を希望する事業者は、以下の締切日時までに「公募要項説明会及び現場見学会参加申込書」を電子メール又はＦＡＸにより提出してください。

ア　公募要項説明会及び現場見学会実施予定日

令和６年５月２３日（木）

イ　会場

京都市右京区太秦下刑部町１２番地　ＳＡＮＳＡ右京３階（予定）

ウ　参加申込書送付先

電子メール　nakaif013@city.kyoto.lg.jp

ＦＡＸ　　京都市交通局高速鉄道部運輸課（０７５－８６３－５２２９）

エ　申込締切日時

令和６年５月２０日（月）午後５時まで

オ　その他

・　参加者は１事業者につき２名以内とします。ただし、参加事業者が多数の場合には１名とするか、日時を分けて実施することがあります。

・　当日の開始時間及び会場等の詳細については、参加申込者に別途お知らせします。

・　公募要項説明会及び現場見学会に参加する事業者は、公募要項を持参してください。

（２）仕様書の配布

公募要項説明会において、「京都市高速鉄道事業駅職員業務委託仕様書」を配布します。説明会には参加せず、仕様書のみを希望する事業者に対しては、以下の配布場所にて、期間中のみ配布を行います。（メールでの送付は行いません。）

ア　仕様書配布場所　京都市右京区太秦下刑部町１２番地　ＳＡＮＳＡ右京３階
京都市交通局高速鉄道部運輸課

イ　仕様書配布期間　令和６年５月２４日（金）～令和６年５月３０日（木）
午前９時～午後５時（ただし土日祝日を除く）

（３）質問の受付及び回答

公募の内容に関する質問の受付及び回答は次のとおり行います。

ア　質問の資格者

本要項中「２　応募の資格」を満たす事業者とします。

イ　質問の方法

公募の内容に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問受付期間中に電子メールにて送付してください。

なお、質問は原則として期間外には受け付けません。

・　質問受付期間　令和６年５月１４日（火）～令和６年５月２４日（金）
午後５時まで（ただし土日祝日を除く）

・　電子メール送付先　nakaif013@city.kyoto.lg.jp

ウ　質問に対する回答

質問に対する回答はその都度行いますが、全ての質問と回答は、公募要項説明会及び現場見学会に参加した全事業者と質問を提出した全事業者に対し、質問回答書として令和６年５月３０日（木）までに電子メールにて送付します。質問回答書は本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送付が遅れる場合は、質問者全員に対し別途通知します。

なお、質問回答書は、以下の配布場所においても、期間中のみ希望者に配布を行います。

・　回答書配布場所　京都市右京区太秦下刑部町１２番地ＳＡＮＳＡ右京３階
京都市交通局高速鉄道部運輸課

・　回答書配布期間　令和６年５月３０日（木）～令和６年６月５日（水）
午前９時～午後５時（ただし土日祝日を除く）

（４）応募書類の提出

応募を希望する事業者は､以下の期間中､提出先に必要書類を提出してください。書類の確認等を行うため持参のみでの受付とし、メールや郵送等での提出はできません。

ア　応募受付期間

令和６年６月１０日（月）～令和６年６月１７日（月）午前９時～午後５時

イ　提出先

京都市右京区太秦下刑部町１２番地　ＳＡＮＳＡ右京３階
京都市交通局高速鉄道部運輸課（担当：髙橋、中田）

ウ　必要書類

別紙３　提出書類一覧のとおり

７　応募に係る注意事項

（１）応募内容の変更禁止

応募内容に係る次の行為は認めません。

ア　応募受付期間終了後の応募書類の内容変更、又は書類の追加提出を行うこと

イ　応募書類の不備・不足等について口頭の説明をもって書類の提出に代えること

（２）虚偽の記載の禁止

提出書類のうち、人員配置や訓練計画等、受託後の計画を示す必要があるものについては、可能な限り具体的に記載し、実現可能な計画であることが分かるようにしてください。提出された書類に意図的な虚偽記載があった場合は失格とします。

（３）関係法令の遵守

応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

（４）提出書類の著作権

京都市交通局が提示する資料等の著作権は京都市交通局に帰属し、応募事業者の提出する書類の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、京都市情報公開条例に基づき、京都市交通局は応募事業者からの提出書類の全部又は一部を公表することがあります。

なお、応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

（５）提供資料の取扱い

京都市交通局が事業者に提供する資料について、事業者が応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市交通局の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

８　選定方法及び選定結果の通知

（１）京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会の開催

受託事業者の選定に当たって、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置している「京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。)」を開催いたします。選定委員会では、応募事業者から提出された書類等に基づき実施計画等を審査し、京都市交通局に審議結果を報告し

ます。

なお、選定委員会が審査する主な審査項目は、別紙２「京都市高速鉄道事業駅職員業務委託審査項目」のとおりです。

（２）追加資料の提出及びヒアリングの実施

審査に当たり、必要に応じて、京都市交通局又は選定委員会委員から応募事業者に対し、追加書類の提出及び応募書類に係るヒアリングや実地調査等を求めることがあります。

（３）受託事業者の選定

選定委員会での審議結果を基に、京都市公営企業管理者交通局長が受託事業者を決定します。結果については、応募者全員に文書又は電子メールで通知します。

なお、事業者の選定は令和６年８月上旬を予定しています。

（４）選定結果の公表

受託事業者の選定後、応募の概況、選定した事業者名及び審査内容の概要について公表します。

なお､選定された受託事業者については､地方公営企業法第３３条の２に基づき、京都市交通局公金収納受託者として指定します。

９　契約方法

選定された事業者と京都市交通局は、本要項の記載内容に基づき委託契約を締結します。

なお、委託料は、受託事業者が提出した応募書類に記載された金額を基本として、京都市交通局と受託事業者が協議して決定します。

１０　その他の留意事項

（１）関係者等への接触の禁止

選定委員会委員に対し、本件応募について接触することを禁止します。

（２）応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。

（３）選定後の辞退の禁止

受託事業者として選定されて以後の辞退は認められません。辞退された場合、京都市交通局が受けた損害に対し、賠償請求することがあります。

（４）公募内容の承諾

応募した事業者は、応募申請書の提出をもって公募要項等の記載内容を承諾したものとみなします｡応募事業者が本要項に反した場合は失格とすることがあります。

（５）応募に係る費用

応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とします。

（６）信用調査等

応募事業者に対する信用調査や、応募事業者が現在履行している又は過去に履行していた鉄道事業及び鉄道事業の駅務に係る履行状況について、あらかじめ調査をすることがあります。

（７）選定の取消し

受託事業者と選定された後に、受託事業者として相応しくないと京都市交通局が判断した場合は選定を取り消すことがあります。

１１　問合せ先

〒６１６－８１０４
京都市右京区太秦下刑部町１２番地　京都市交通局高速鉄道部運輸課
Tel：０７５－８６３－５２２３　　Fax：０７５－８６３－５２２９
電子メール：nakaif013@city.kyoto.lg.jp　　担当：高橋、中田

（別紙１）

京都市交通局関係規程等

１　京都市高速鉄道旅客運賃条例※

２　京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程※

３　京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程※

４　京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程※

５　京都市交通局ＩＣ証票取扱規程

６　京都市交通局ＩＣ定期券取扱規程

７　京都市高速鉄道連絡運輸規程※

８　京都市交通局拾得物取扱規程

９　京都市高速鉄道振替輸送取扱規程

10　京都市高速鉄道代行輸送取扱規程

「※」の付いた規程等は「京都市例規集」（https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/d1w_reiki/reiki.html）から確認することができます。

○京都市交通局IC証票取扱規程

平成19年３月30日

交通局管理規程７―７

京都市交通局IC証票取扱規程を次のように制定する。

京都市交通局管理規程７―７

京都市交通局IC証票取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例に基づき、本市乗合自動車及び高速鉄道で使用することができるICチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。以下「IC証票」という。）の取扱い及び旅客運賃等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　IC証票による、乗合自動車及び高速鉄道に係る旅客運送については、IC証票の発行者が別に定めるところを除き、この規程の定めるところによる。

２　この規程に定めのない事項については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車運賃規程」という。）及び京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速運賃規程」という。）の規定による。

３　高速鉄道とIC証票による共通利用が可能な他の交通機関（以下「他社局」という。）内の運送等については、当該他社局の営業規則又は運送約款等の定めによる。

（用語の意義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　ポストペイ　IC証票で乗合自動車及び高速鉄道を利用した場合の運賃を後払いすることをいう。

(2)　ポストペイ式IC証票　ポストペイ機能をもつIC証票をいう。

(3)　プリペイド　ストアードフェア（IC証票に記録される金銭的価値で旅客運賃の支払等に充当するものをいう。以下「SF」という。）から乗合自動車及び高速鉄道を利用した場合の運賃相当額を減額することをいう。

(4)　プリペイド式IC証票　プリペイド機能をもつIC証票をいう。

(5)　チャージ　IC証票に入金してSFを積み増しすることをいう。

（使用可能なIC証票）

第４条　乗合自動車及び高速鉄道において使用可能なIC証票の名称及びIC証票発行者名は別表第１のとおりとする。

（契約の成立時期）

第５条　高速運賃規程第５条の規定にかかわらず、高速鉄道においてIC証票を使用する旅客の運送の契約は、IC証票に対応する自動改札機（以下「自動改札機」という。）による改札を受けて入場したときに成立する。ただし、他社局の入場駅において自動改札機による改札を受けた後、京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「連絡運輸規程」という。）別表第２に定める接続駅（以下「接続駅」という。）を経由して、引き続き高速鉄道の列車に乗車しようとする場合は、接続駅を越えたときに入場したものとみなし、高速運賃規程第５条の規定にかかわらず、高速鉄道においてIC証票を使用する旅客の運送の契約が成立するものとする。

（ポイントサービス）

第５条の２　管理者は、別に定めるところにより、指定するIC証票の利用に応じて、IC証票にポイント（電子的な特典情報であって、SFへの引換え又はポストペイ支払運賃からの減額ができるものをいう。）を付与することにより、ポイントサービスを提供することができる。

第２章　使用

第１節　通則

（使用方法及び適用運賃）

第６条　IC証票の使用方法及び適用される運賃は、次に定めるとおりとする。

(1)　乗合自動車におけるIC証票の使用方法及び適用運賃

ア　自動車運賃規程第２条第２項に定める均一系統又は深夜に運行する路線に関する規程別表第１に定める均一系統を利用する場合においては、IC証票は、旅客が運賃を支払う際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、自動車運賃規程第２条第２項に定める均一系統を利用する場合は、同規程第８条第１項に定める運賃又は同規程第50条第１項に定める運賃（別表第１に規定する第１種身体障がい者・介護者、および第１種知的障がい者・介護者用特別割引用ICカード（以下「特定割引用ICカード」という。）を使用した場合に限る。）とし、深夜に運行する路線に関する規程別表第１に定める均一系統を利用する場合は、同規程第４条第１項に定める運賃又は同規程第５条に定める運賃

（特定割引用ICカードを使用した場合に限る。）とする。

イ　自動車運賃規程第２条第２項に定める調整系統又は深夜に運行する路線に関する規程別表第１に定める調整系統を利用する場合においては、IC証票は、旅客が乗車及び降車の際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、自動車運賃規程第２条第２項に定める調整系統を利用する場合は、同規程第８条第２項に定める運賃又は同規程第50条第２項に定める運賃（特定割引用ICカードを使用した場合に限る。）とし、深夜に運行する路線に関する規程別表第１に定める調整系統を利用する場合は、同規程第４条第１項に定める運賃又は同規程第５条に定める運賃（特定割引用ICカードを使用した場合に限る。）とする。

(2)　高速鉄道におけるIC証票の使用方法及び適用運賃

高速鉄道を利用する場合において、IC証票は、旅客が自動改札機による改札を受けて入場し、旅客の運送が完了して自動改札機から出場する場合に使用することができる。この場合において、適用される運賃は、高速運賃規程第25条に定める運賃又は同規程第26条に定める運賃（特定割引用ICカードを使用した場合に限る。）とする。

(3)　高速鉄道と他社局とを接続駅を経由して利用する場合におけるIC証票の使用方法及び適用運賃

他社局又は高速鉄道の入場駅において、自動改札機による改札を受けた後、接続駅を経由して引き続き高速鉄道に乗り入れ又は他社局へ乗り出す場合には、接続駅の通過をもってIC証票での入場又は出場とみなし、前号の規定を準用する。ただし、乗車区間が連絡運輸規程別表第２に定める範囲である場合は、特定割引用ICカードを使用した場合を除き、同表に定める割引額を差し引いた運賃とする。

（ポストペイ機能の優先）

第７条　ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効であるIC証票（以下「両機能付きIC証票」という。）を乗合自動車及び高速鉄道において使用する場合は、ポストペイ式IC証票として取り扱う。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド式IC証票として取り扱う。

（効力）

第８条　IC証票を第６条の規定により使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　乗車区間片道１回の乗車に限り有効とする。この場合において、使用者が記名人で

あるIC証票（以下「記名人式IC証票」という。）においては記名人本人が使用するものとし、また、記名を必要としないIC証票（以下「持参人式IC証票」という。）においては持参する１人が使用するものとする。

(2)　高速鉄道においては、入場後、当日（最終列車の営業を終了する時刻までとする。）に限り有効とする。

(3)　高速鉄道においては、途中下車の取扱いはしない。

(4)　乗合自動車においては、使用者が事前に乗務員に申し出ることにより、記名人式IC証票においては記名人本人、持参人式IC証票においては持参する者が、当該使用者と同伴する旅客の運賃を一括して支払うことができる。

（利用履歴の確認）

第９条　旅客は、IC証票に対応する当局の定める所定の機器等により、IC証票の利用履歴を確認することができる。

（使用上の制限事項）

第10条　旅客は、１回の乗車につき、２以上のIC証票を同時に使用することができない。

２　削除

３　高速鉄道の利用に際し、自動改札機では、IC証票を使用して入場し他の乗車券等で出場又は他の乗車券等で入場しIC証票で出場することができない。

４　IC証票により乗車券等を購入することはできない。

５　偽造、変造若しくは不正に作成され、又は不正に取得されたIC証票は、使用することができない。

６　接続駅を経由して高速鉄道と複数の他社局を利用する場合、その利用経路によってはIC証票を使用できないことがある。

（降車及び入出場の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する場合は、IC証票を使用して降車又は入出場することはできない。

(1)　IC証票の破損、カードリーダー又は自動改札機の故障又は停電等やむを得ない事情によりIC証票の処理ができないとき。

(2)　入場駅において自動改札機による改札を受けたIC証票を出場時に使用しなかった場合で、当該IC証票により再び入場しようとするとき。

(3)　IC証票により駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。

（特定のIC証票による利用の制限）

第12条　IC証票発行者が特定のIC証票について使用を停止した場合は、旅客は当該IC証票により乗合自動車及び高速鉄道を利用することができない。

第２節　ポストペイ式IC証票

（片道１回乗車に適用されるポストペイ運賃の確定時期）

第13条　ポストペイ方式IC証票を第６条の方法で使用する場合、片道１回乗車の利用日時及び適用される運賃の確定時期は、乗合自動車においては、旅客の運送が完了し旅客が降車する時（ただし、別に指定する場合は乗車する時）、高速鉄道においては、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場する時とする。

（ポストペイ運賃計算期間）

第14条　ポストペイにおける運賃計算期間は、月初めから月末までの１箇月間とし、毎月末日に締め切るものとする。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により次月の運賃計算期間に繰り越す場合がある。

２　運賃計算における１日とは、当日の午前３時から翌日の午前３時までとする。

（ポストペイ運賃）

第15条　ポストペイによる支払運賃（以下「ポストペイ運賃」という。）は、運賃計算期間に、同一のポストペイ式IC証票で、乗合自動車及び高速鉄道を利用した運賃の合計額とする。

２　ポストペイ運賃は、当該ポストペイ式IC証票の発行者が管理者に代わって旅客に請求するものとする。

（登録型割引運賃）

第15条の２　前条第１項のポストペイ運賃の算定にあたり、ポストペイ式IC証票の発行者が定める方法により、乗合自動車及び高速鉄道の利用区間として、別表第３左欄のいずれかの区分をあらかじめ登録した旅客の当該利用区間における運賃の上限は、それぞれ右欄に掲げる金額とする。

第16条及び第17条　削除

（特定のポストペイ式IC証票による利用の制限）

第18条　IC証票発行者が、特定のポストペイ式IC証票についてポストペイ機能を制限した場合は、旅客は当該IC証票を使用してポストペイにより乗合自動車及び高速鉄道を利用することができない。

２　ポストペイ式IC証票において、その証票に記載する有効期限の月の翌月以降、当該IC証票により乗合自動車及び高速鉄道を利用することはできない。

（紛失、盗難等による乗車運賃の負担）

第19条　ポストペイ式IC証票の紛失、盗難、詐取及び横領等により、記名人以外の旅客がIC証票を使用して乗合自動車又は高速鉄道に乗車した場合、当該乗車に係る運賃は当該IC証票の記名人が負担するものとする。

第３節　プリペイド式IC証票

（運賃相当額の減額）

第20条　プリペイド式IC証票を第６条の方法で使用する場合は、乗合自動車においては、旅客の運送が完了し旅客が降車する時（ただし、別に指定する場合は乗車する時）、高速鉄道においては、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場する時に、当該乗車に係る運賃相当額を当該IC証票のSFから減額するものとする。

（入出場の制限）

第21条　第11条に定めるほか、高速鉄道において次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客は、プリペイド式IC証票を使用して入出場することはできない。

(1)　プリペイド式IC証票を使用して入場しようとする場合であって、当該IC証票のSFが10円に満たないとき。ただし、別に定める場合を除く。

(2)　プリペイド式IC証票を使用して入場した場合であって、出場時に当該IC証票のSFが減額する運賃相当額に満たないとき。

（チャージ）

第22条　旅客は、当局の定める所定の機器等により、プリペイド式IC証票にチャージすることができる。

（SFの確認）

第23条　旅客は、プリペイド式IC証票のSFを当局の定める所定の機器等により確認することができる。

（SFの払戻し）

第24条　SFの払戻しは、行わないものとする。

（両機能付きIC証票）

第25条　前３条の規定は、両機能付きIC証票の使用において準用する。

２　両機能付きIC証票において、旅客はIC証票発行者の定めるところにより、乗合自動車においては、運賃支払い時にカードリーダーを使用する際に、高速鉄道においては、入場駅において自動改札機を使用する際に、自動的にチャージすることができる。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は当該方法によるチャージはできない。

第３章　無効

（無効となる場合等）

第26条　IC証票は、次の各号のいずれかに該当する時は無効とする。この場合において、当該IC証票を回収できるものとする。

(1)　記名人式IC証票を記名人以外の旅客が使用したとき。

(2)　偽造、変造及び不正に作成されたIC証票を使用したとき又は使用しようとしたとき。

(3)　使用資格を限定したIC証票をその資格を有しない旅客が使用したとき。

(4)　乗車開始後の持参人式IC証票を他人から譲り受けて使用したとき。

(5)　IC証票をその使用条件に基づかないで使用したとき。

(6)　その他、IC証票を不正乗車の手段として使用したとき。

（不正使用等の旅客に対する割増運賃の徴収）

第27条　前条の規定によりIC証票を無効とした場合は、普通旅客運賃及び割増運賃を徴収する。この場合において、徴収する額は、乗合自動車においては、自動車運賃規程第65条第２項の規定を、高速鉄道においては、高速運賃規程第96条第１項の規定を準用する。

２　前項の規定により、高速鉄道において普通旅客運賃及び割増運賃を徴収する際、乗車駅が判明しない場合は、高速運賃規程第97条の規定を準用する。

第４章　乗車中止及び運行不能

（乗車を中止して同一駅で出場する場合の取扱い）

第28条　高速鉄道において、旅客がIC証票を使用して自動改札機による改札を受けて乗車を開始した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び乗車開始駅まで乗車して出場する場合は、実際の乗車区間の往復普通旅客運賃を現金で支払ったうえ、IC証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

（運行不能となった場合の取扱い）

第29条　高速鉄道において、旅客がIC証票を使用し、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号に定める取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。

(1)　削除

(2)　乗車駅での乗車の中止及び乗車駅までの無料送還

(3)　乗車駅に至る途中駅までの無料送還

第５章　雑則

（施行の細目）

第30条　この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年８月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年９月11日）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年10月10日）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月22日）

この規程は、平成25年３月23日から施行する。

附　則（平成25年３月29日）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月26日）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の京都市交通局IC取扱規程の規定は、平成26年12月24日から適用する。

附　則（平成27年10月30日）

この規程は、平成27年11月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月16日）

この規程は、平成30年３月17日から施行する。

附　則（平成31年３月15日）

この規程は、平成31年３月16日から施行する。

附　則（令和元年９月30日）

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和２年３月19日）

この規程は、令和２年３月20日から施行する。ただし、第10条第２項及び第３項の規定は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月19日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月18日）

この改正規程は、令和４年３月19日から施行する。

附　則（令和５年３月１日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第５条の２の規定は、令和５年３月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

乗合自動車及び高速鉄道で使用可能なIC証票の名称及びIC証票発行者名

IC証票の名称	IC証票発行者名	有する機能
PiTaPaカード	株式会社スルッとKANSAI	ポストペイプリペイド
PiTaPaジュニアカード		
PiTaPaキッズカード		
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	プリペイド
スマートICOCA		
小児用ICOCA		
Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社	
小児用Kitaca		
PASMO	株式会社パスモ	
モバイルPASMO		
小児用PASMO		
Suica	東日本旅客鉄道株式会社	
モバイルSuica		
小児用Suica		
モノレールSuica	東京モノレール株式会社	
小児用モノレールSuica		
りんかいSuica	東京臨海高速鉄道株式会社	
小児用りんかいSuica		
manaca	株式会社名古屋交通開発機構	
小児用manaca	株式会社エムアイシー	

TOICA	東海旅客鉄道株式会社	
小児用TOICA		
nimoca	株式会社ニモカ	
小児用nimoca		
はやかけん	福岡市交通局	
小児用はやかけん		
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社	
小児用SUGOCA		
大阪市敬老優待乗車証	株式会社スルッとKANSAI及び大阪市	
神戸市敬老優待乗車証	株式会社スルッとKANSAI及び神戸市	
神戸市福祉乗車証		
第1種身体障がい者・介護者、および第1種知的障がい者・介護者用特別割引用ICカード	株式会社スルッとKANSAI	

備考　モバイルＳｕｉｃａ、モバイルＰＡＳＭＯ及びモバイルＩＣＯＣＡについては、第22条及び第29条の規定を適用しない。

別表第２　削除

別表第３（第15条の２関係）

あらかじめ登録した区間における上限額

(1)　乗合自動車

区分	上限額
	円
市内中心フリー	9,660
市内中心フリー＋桂地域フリー	11,340
市内中心フリー＋桂・洛西地域フリー	12,600
桂・洛西地域フリー	10,080

備考　各区分毎に利用できる乗合自動車の系統は、自動車運賃規程別表第４に規定する系統と同様とする。

(2)　高速鉄道

区分	上限額

	円
1区	9,240
2区	11,000
3区	12,330
4区	13,640
5区	14,970
特定1区	8,370
特定2区	10,570

備考　特定１区及び特定２区は、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間を利用する場合の区分とする。

(3)　乗合自動車及び高速鉄道全線

区分	上限額
	円
乗合自動車及び高速鉄道全線	19,030

○京都市交通局IC定期券取扱規程

平成29年３月31日
交通局管理規程第19号
改正　令和元年９月30日

京都市交通局IC定期券取扱規程を公布する。

京都市交通局IC定期券取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車運賃規程」という。）、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速鉄道運賃規程」という。）、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「共通乗車規程」という。）並びに京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「高速連絡運輸規程」という。）に定めるもののほか、電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（小児用IC定期券の発売）

第２条　旅客から高速鉄道運賃規程第32条第６号エに定める通学定期券（丙）及び高速連絡運輸規程第10条第２号ア（エ）に定める鉄道線連絡定期券（丙）で、かつIC定期券購入の申し出があったときは、当該旅客が12歳となる年度の３月31日（旅客が４月１日生まれの場合にあっては11歳となる年度の３月31日）までの間使用することができるIC定期券（以下「小児用IC定期券」という。）を発売する。

（払戻し）

第３条　旅客は、IC定期券が不要となった場合は、これを当局の定期券発売所に差し出した上で、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

(1)　旅客が自動車運賃規程第21条に定める定期券払戻申請書（以下「定期券払戻申請書等」という。）を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。

(2)　記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。

(3)　払戻しをするIC定期券が当局で発売されていることが、当局のシステム等で確認できること。

２　前項の規定により旅客から払戻しの請求があった場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1)　券面表示の通用期間開始前に払戻し請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。

(2)　券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から自動車運賃規程第21条第３項、高速運賃規程第109条第１項、共通乗車規程第27条第２項及び高速連絡運輸規程第41条第１項に規定する使用経過日数に相当する定期旅客運賃を差し引いた額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

(3)　券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、払戻しには応じない。

３　前２項の規定により払戻しの取扱いを行う場合は、払戻しするIC定期券１枚につき、払戻手数料として220円を収受する。

（紛失再発行）

第４条　IC定期券を記名人が紛失した場合で、定期券払戻申請書等を当局の高速鉄道の駅又は定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、京都市乗合自動車旅客運賃条例第18条及び京都市高速鉄道旅客運賃条例第13条第２項に規定する別に定める場合として、紛失したIC定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内に当局の定期券発売所（営業時間内に限る。）において、再発行を行う。

(1)　再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。

(2)　記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。

(3)　再発行を行う場合は、紛失したIC定期券が当局で発売されていることが、当局のシステム等で確認できること。

(4)　再発行を行う前に、IC定期券の処理を行う機器に対して当該IC定期券の使用停止措置が完了していること。

(5)　再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。

２　前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期券１枚につき、紛失再発行手数料として520円を収受する。

３　IC定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。

（障害再発行）

第５条　IC定期券の破損等によってIC定期券の処理を行う機器での取扱いが不能になったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が定期券払戻申請書等を当局の高速鉄道の駅又は定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該IC定期券に対して再発行登録を行うことにより利用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の通用期間前及び通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から14日以内に当局の定期券発売所（営業時間内に限る。）において、再発行を行うものとする。

(1)　裏面に刻印したカード番号が判別できること。

(2)　再発行を行う場合は、当該IC定期券が当局で発売されていることが、当局のシステム等で確認できること。

(3)　再発行を行うときに、再発行登録票及び当該IC定期券を提出できること。

（発行替えの取扱方）

第６条　磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間及び経路のIC定期券への変更の申し出があった場合には、当局の定期券発売所において、当該磁気定期券と引換えに発行替えの取扱いを行うことができる。

２　IC定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間及び経路の磁気定期券への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつやむをえない場合として管理者が認める場合に限り、当局の定期券発売所において、発行替えの取扱いを行うことができる。

(1)　旅客が定期券払戻申請書等を提出し、かつ公的証明書等の提示により、IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。

(2)　記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。

(3)　発行替えをするIC定期券が当局で発売されていることが当局のシステム等で確認できること。

（施行の細目）

第７条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月30日）

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

○京都市交通局拾得物取扱規程

昭和33年７月17日
交通局管理規程10―４
改正　昭和38年10月１日
昭和39年８月１日
昭和40年４月１日
昭和41年７月６日
昭和42年４月１日
昭和42年12月25日
昭和43年４月27日
昭和44年４月１日
昭和45年４月16日
昭和47年４月１日
昭和48年８月１日
昭和50年４月15日
昭和53年９月30日
昭和54年４月10日
昭和54年５月21日
昭和55年10月14日
昭和57年４月13日
昭和58年11月１日
昭和59年３月31日
昭和59年11月22日
昭和61年４月１日
平成元年１月20日
平成２年５月16日
平成３年８月31日
平成４年８月17日
平成７年３月31日
平成８年４月１日
平成９年４月１日

平成11年11月30日
平成12年３月31日
平成20年３月31日
平成24年３月30日
平成25年３月29日
平成26年２月28日
令和３年３月31日
令和５年３月31日

京都市交通局管理規程10―４（拾得物取扱規程）の全部を次のように改正する。

京都市交通局管理規程10―４（昭和33年７月１日適用）

京都市交通局拾得物取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、本市乗合自動車の車内及び高速鉄道の列車内（以下「車内」という。）並びに局の建築物及び構内における拾得物の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（総括）

第２条　拾得物の取扱いに関する事務の総括は、企画総務部営業推進課担当課長（以下「営業推進課担当課長」という。）が行う。

（整理簿）

第３条　営業推進課担当課長は、拾得物整理簿兼受領確認簿（拾得物が現金であるときは第１号様式、拾得物が物品であるときは第２号様式）を備えつけ、拾得物の処理上必要な事項を記入しなければならない。

（拾得物の処理）

第４条　乗務員がその担当する車内において拾得物を引き渡されたときは、拾得物預り券（第３号様式）に必要な事項を記入のうえ、甲片を拾得者に交付し、乙片を引き渡された拾得物につけて速やかに所属の自動車部営業所長（以下「営業所長」という。）又は高速鉄道部運輸事務所駅務区長（以下「駅務区長」という。）へ提出しなければならない。ただし、拾得者が拾得者としての権利を放棄したときは、甲片を切り離さずに提出するものとする。

２　前項により拾得物の提出を受けた営業所長又は駅務区長においては、拾得物に拾得物整理簿兼受領確認簿を添付して、翌日（当該日が京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇

等に関する規程第７条第１項に定める休日に当たる場合は、営業推進課担当課長が指定する日）の午前中に営業推進課担当課長へ送付しなければならない。

（その他の構内での拾得物の処理）

第５条　高速鉄道の駅構内における拾得物の処理は、前条の規定を準用する。

２　その他の構内における拾得物は、当該構内の管理責任者が営業推進課担当課長へ送付するものとする。

（預り書の発行）

第６条　拾得者の請求があったときは、営業推進課担当課長は拾得物預り証明書（第４号様式）を交付しなければならない。

（点検）

第７条　拾得物は、必要があるときはその内容を点検することができる。ただし、施錠又は封印をしたものは、この限りでない。

（拾得物整理簿兼受領確認簿の公開）

第８条　拾得物の引渡し又は送付を受けた営業推進課担当課長は、拾得物整理簿兼受領確認簿を関係者が随時閲覧できるようにしておかねばならない。

（保管）

第９条　引渡し又は送付を受けた拾得物は、き損又は紛失しないように整理し、現金又は高価品は金庫に格納する等適切な方法により保管しなければならない。

（保管の通知）

第10条　営業推進課担当課長は、拾得物の保管期間中に遺失者の居所が判明したときは、電話又はその他適宜の方法により局が保管している旨を通知しなければならない。

（保管品の返還）

第11条　営業推進課担当課長、営業所長又は駅務区長は、保管期間中に遺失者から遺失物返還の請求があったときは、内容、特徴等をただし、必要があれば拾得者の立会を求め、正当権利者であることを確めた後、拾得物整理簿兼受領確認簿又は遺失物受領書（第５号様式）に必要な事項を記入して記名押印させ、又は署名させたうえ、返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、営業推進課担当課長があらかじめ指定するものに限り、保管品の返還を行うことができる。

（差出）

第12条　営業推進課担当課長は、拾得物の引渡しがあった日から14日以内に拾得物件明細

書（第６号様式）又は電磁的記録媒体等を添附して、拾得物を所轄警察署に差し出さなければならない。

（危険物等の措置）

第13条　拾得物が次の各号のいずれかに当たる場合は、直ちに所轄警察署へ差し出す等適宜の措置をしなければならない。

(1)　危険物、爆発物又はこれ等に類するもの

(2)　法令の規定により所持することが禁じられているもの

(3)　腐敗又は変質のおそれがあるもの

(4)　犯罪者が犯行の結果置き去ったと認められるもの

(5)　保管が困難であるもの又は保管に特別の経費若しくは労力を要するもの

(6)　その他臨機の処置を要するもの

（拾得物の還付）

第14条　所轄警察署に差し出した拾得物のうち、局が拾得者としての権利を有するもので警察署における拾得物公告後３箇月を経過してその所有権を取得したものについては、営業推進課担当課長は、遅滞なく還付を請求しなければならない。

２　営業推進課担当課長は、前項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、現金の場合は、直ちに収入の手続きをしなければならない。

３　営業推進課担当課長は、第１項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、物品の場合は、所定の手続きを経て売却等その他の処分をしなければならない。

（その他の事項）

第15条　この規程に定められていない事項については、その都度別に定める。

附　則

昭和33年６月29日以前における拾得物については、なお、従前の例による。

附　則（昭和38年10月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年８月１日）抄

１　この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行し、昭和40年２月１日から適用する。

附　則（昭和41年７月６日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和42年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和42年12月25日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年４月27日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年４月16日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年８月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年４月15日）

（施行期日）

１　この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　従前の様式第１号、様式第２号及び様式第３号による用紙は、この改正規程の施行の際現に残存するものに限り、所要の調整をして、これを使用することができる。

附　則（昭和53年９月30日）

この改正規程は、昭和53年10月１日から施行する。

附　則（昭和54年４月10日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年５月21日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年10月14日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年４月13日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年11月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年３月31日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年11月22日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日）

（施行期日）

１　この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第４号様式及び第５号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成元年１月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年５月16日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成２年４月６日から適用する。

附　則（平成３年８月31日）

（施行期日）

１　この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第１号様式及び第２号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。

附　則（平成４年８月17日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年３月31日）

この改正規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年11月30日）

この改正規程は、平成11年12月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日）

この改正規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日）

（施行期日）

１　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第５号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成25年３月29日）

（施行期日）

１　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第５号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成26年２月28日）

（施行期日）

この規程は、平成26年３月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日）

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第５号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和５年３月31日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

※ 送 付 月 日	※時効完了日
	年 月 日
	年 月 日

拾得物(現金)整理簿兼受領確認簿

(様式第1号)

年 月 日 営業所長 副所長 係長 主任 係員
晴 日 天 候

※整理番号	※送付番号	種類	拾得時分	拾得場所 車両 系統	拾得場所 車両 号	拾得場所 その他	拾得者 住所 氏名	受領 月/日	受領 受取人	受領 印	受領 備考
		円紙幣 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 計 円	時 分				TEL	/	TEL		
		円紙幣 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 計 円	時 分				TEL	/	TEL		
		円紙幣 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 計 円	時 分				TEL	/	TEL		
		円紙幣 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 計 円	時 分				TEL	/	TEL		

※印は記入しないでください。

第2号様式(第3条関係)

※送付月日	※満期完了日 年　月　日 年　月　日

拾得物(物品)整理簿兼受領確認簿

(様式第2号)

年　月　日 曜日　天候	営業所長	副所長	係長	主任	係員

※整理番号	※送付番号	種類	数量	拾得時分	拾得場所 車内 系統	車内 車号	拾得場所 その他	拾得者住所氏名	受領 月/日	受領 受取人	受領 印	受領 取扱者
				時 分				TEL		TEL		
				時 分				TEL		TEL		
				時 分				TEL		TEL		
				時 分				TEL		TEL		
				時 分				TEL		TEL		

※印は記入しないでください。

第３号様式（第４条関係）

拾得物預り券（バス）

（表面）

乙

整理番号	号
発　見 日　時	年　月　日 時　分
系　統	号
車　番	号
発見場所	
金　額	円
所　属 氏　名	

印

甲

拾得物預り券

年　月　日

所属

氏名

京都市交通局

（裏面をよくお読みください。）

（裏面）

拾得者住所	
〒	
電話	（　）
拾得者氏名	

印

この預り券は、警察署から拾得物件預り書が届くまで、大切に保管してください。

この件についてのお問合せは

（０７５）４９３－０４１０

京都市北区小山北上総町４９

北大路バスターミナル内

京都市交通局北大路案内所

拾得物預り券（地下鉄）

（表面）

乙

整理番号	号
発　見 日　時	年　月　日 時　分
方　向	行
号　車	号
発見場所	
金　額	円
取扱係員 氏　名	

No.

No.　甲

拾得物預り券

年　月　日

取扱係員

氏　名

京都市交通局

（裏面をよくお読みください。）

（裏面）

拾得者住所	
〒	
電話	（　）
拾得者氏名	
備考	

この預り券は、警察署から拾得物件預り書が届くまで、大切に保管してください。

この件についてのお問合せは

（０７５）２１３－１６５０

京都市中京区虎屋町地先

地下鉄烏丸御池駅構内

京都市交通局烏丸御池駅案内所

第４号様式（第６条関係）

京都市交通局　拾得物預り証明書

取扱者

拾得日時	年　月　日　時　分			整理番号	
拾得場所	系統				
	車番				
	発見場所				
拾得者 住所・氏名					
物件 現金	総額	内訳			
	円	1万円札　枚	5000円札　枚	2000円札　枚	
		1000円札　枚	500円硬貨　枚	100円硬貨　枚	
		50円硬貨　枚	10円硬貨　枚	5円硬貨　枚	
		1円硬貨　枚			
物件 物品	種類	形状、品質、その他			数量
拾得物受領日	年　月　日	送付日	年　月　日		

上記の物件を預かりました。

年　月　日

様　　施設占有者　施設の名称及び住所地並びに施設占有者氏名

第5号様式(第11条関係)

No._____

受　領　書

年　月　日

(あて先)京都市交通局企画総務部営業推進課担当課長

住　所

TEL.

氏　名

下記の金品は　　年　月　日

内において遺失したもので、確かに受領しました。

記

品　名

数　量

摘要

取扱者

第6号様式(第12条関係)

拾得物件明細書

年　月　日

京都府〇〇警察署長　様

京都市交通局

下記のとおり送付いたします。

番号	物件	員数又は金額	拾得日時	届出日時	拾得場所	拾得者の住所氏名	遺失者氏名及び年月日	備考

○京都市高速鉄道振替輸送取扱規程

昭和63年６月３日
交通局管理規程７―２
改正　平成元年１月20日
平成２年５月16日
平成２年10月16日
平成３年５月２日
平成７年３月31日
平成９年５月26日
平成11年４月１日
平成14年９月20日
平成16年12月28日
平成17年３月31日
平成18年３月31日
平成20年１月11日
平成22年１月12日
平成26年３月31日
平成31年３月15日
令和２年３月31日
令和４年３月31日
令和５年３月31日

京都市交通局管理規程７―２（京都市高速鉄道振替輸送取扱規程）の全部を次のように改正する。

京都市交通局管理規程７―２

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第７条第２項に規定する本市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）から本市乗合自動車、京都バス株式会社及び京阪バス株式会社の乗合自動車（以下「乗合自動車」という。）への振替輸送の取扱い並びに高速鉄道と近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）、京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）及び阪急

電鉄株式会社（以下「阪急」という。）の鉄道（以下「鉄道線」という。）との相互振替輸送（以下「振替輸送」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

（振替輸送の取扱範囲）

第２条　振替輸送の取扱いをする旅客の範囲は、高速鉄道又は鉄道線が運行不能となった場合において、運行不能の駅間について既に有効な乗車券（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）を除く。以下「有効な乗車券」という。）を所持する旅客に限るものとする。

（振替輸送の区間）

第３条　振替輸送の取扱いをする駅間は、運行不能の駅間に代わる相当駅間とし、別表第１に掲げる接続駅（停留所を含む。）相互間に限るものとする。

（振替輸送の認定）

第４条　高速鉄道部運輸課運転指令区長（以下「運転指令区長」という。）は、運転事故その他の理由により高速鉄道が長時間にわたり運行不能となり、又は運行不能になると認めた場合、その旨を高速鉄道部安全運行管理官（以下「安全運行管理官」という。）に報告するものとする。

２　安全運行管理官は、前項の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めたときは、振替輸送の取扱いを認定するものとする。

（振替輸送の取扱いに関する要請及び解除の手配）

第５条　安全運行管理官は、振替輸送の取扱いを認定した場合は、直ちに高速鉄道部長、次長及び管理者に報告するとともに、高速鉄道部長の指示を受けて、次の各号に掲げる事項を通報して、振替輸送の取扱いの要請を行うものとする。

(1)　運行不能の理由及び運行不能の箇所

(2)　振替輸送を必要とする駅間及び振替輸送の開始時刻

(3)　旅客の停滞状況及び振替輸送の予想人員

(4)　復旧の見込み

(5)　その他必要事項

２　振替輸送の取扱いに関する要請は、次に掲げる者の間において行う。

(1)　高速鉄道　安全運行管理官（運転指令区）

(2)　本市乗合自動車　自動車部運輸課長（以下「自動車運輸課長」という。）

(3)　京都バス株式会社　運輸部営業課長又は高野営業所長

(4)　京阪バス株式会社　自動車事業本部運輸部管理課長

(5)　近鉄　大阪輸送統括部運輸部運行課長（上本町運転指令）

(6)　京阪　鉄道営業部駅サービス課長又は大津運輸部営業課長

(7)　西日本会社　鉄道本部新大阪総合指令所（輸送指令　旅客担当）

(8)　阪急　運輸部課長（営業担当）（休日の場合は、営業指令）

3　安全運行管理官は、振替輸送の取扱いの必要がなくなった場合は、直ちにその旨を高速鉄道部長、次長及び管理者に報告するとともに、関係先に通報するものとする。

（関係箇所への通報）

第６条　安全運行管理官、運転指令区長及び自動車運輸課長は、振替輸送の取扱いをする場合は、直ちに前条第１項各号に掲げる事項を局内関係箇所に通報しなければならない。

（旅客への周知）

第７条　高速鉄道部運輸事務所駅務区長（以下「駅務区長」という。）は、振替輸送の取扱いをする場合は、関係駅にその旨を掲示させるとともに、構内放送等により旅客に周知させなければならない。

（鉄道線の運行不能の場合の取扱い）

第８条　安全運行管理官は、鉄道線から振替輸送の取扱いの要請を受けたときは、運輸上支障のない限り承諾し、直ちに高速鉄道部長、次長及び管理者に報告するとともに関係駅に対して振替輸送の実施について指示しなければならない。振替輸送解除の通知を受けたときも同様とする。

（振替乗車票の交付）

第９条　高速鉄道の係員は、振替輸送の取扱いをする場合は、旅客からその所持する乗車券の提示を求め、これを確認のうえ、振替乗車票を交付するものとする。この場合において、当該乗車券に表示された降車駅が運行不能の駅間内にあるときは、当該乗車券（定期乗車券及び振替輸送の駅間を経由して前途有効な乗車券を除く。）を回収するものとする。ただし、振替輸送の駅間が相互乗入れのため振替乗車票を発行し難い場合は、この限りでない。

2　振替乗車票の交付枚数は、１人１枚とする。ただし、乗合自動車を２運行系統以上にまたがって乗車することとなる旅客に対しては、その乗車することとなる運行系統数に相当する枚数とする。

3　振替乗車票には、発行駅名及び発行日を表示するものとする。

4　振替乗車票の通用期間は、交付日当日限りとする。

5　振替乗車票の様式は、第１号様式のとおりとする。

6　第１条に規定する、鉄道線との振替輸送については、前各項によらず、振替乗車票を交

付したものとみなして取り扱うことができる。また、この場合の振替輸送の区間は、第３条の規定によらず、対象となる乗車券の区間内で取り扱うものとする。

７　前項による取扱いを行うときは、旅客は有効な乗車券を提示しなければならない。

（振替乗車票交付の特例）

第10条　団体旅客１人ごとに振替乗車票を発行することができないときは、次の各号により、団体乗車券を確認のうえ、振替輸送人員証明書を発行して、振替輸送の取扱いをすることができる。この場合において、当該団体乗車券の降車駅が運行不能の駅間内にあるときは、当該団体乗車券は、回収するものとする。

(1)　高速鉄道が運行不能の場合

駅務区長は、輸送人員を確認のうえ、振替輸送人員証明書を３通作成し、１通を旅客に、１通を鉄道線の対応駅長に交付し、１通は安全運行管理官に送付するものとする。

(2)　鉄道線が運行不能の場合

駅務区長は、鉄道線の対応駅長から振替輸送人員証明書を受理したときは、輸送人員を確認のうえ、振替輸送の取扱いを行い、取扱い後、当該証明書を企画総務部財務課長（以下「財務課長」という。）に送付するとともに、当該証明書の写しを安全運行管理官に送付するものとする。

(3)　振替輸送人員証明書の様式は、第２号様式のとおりとする。

（振替輸送人員の数取り調査）

第11条　第９条第１項ただし書により、振替乗車票の交付をうけない旅客がある場合は、その降車する駅において、次の各号により、数取り調査を行うものとする。ただし、第９条第６項による取扱いを行ったときは、数取り調査を省略する。

(1)　近鉄線、京阪線、西日本会社線、京阪大津線又は阪急が運行不能の場合は、烏丸線及び東西線の各駅において、当該運行不能の駅間に有効な乗車券を回収（定期乗車券及び振替輸送の駅間を経由して前途有効な乗車券にあっては、その提示を受けるものとする。）し、その人数の調査を行う。

(2)　駅務区長は、第１号に定める調査の人数を数取人員報告書により鉄道線の駅長に通知し、相当数の振替乗車票を受領し、これを廃札処理する。

(3)　数取人員報告書の様式は、第３号様式のとおりとする。

（別途乗車の取扱い）

第12条　振替乗車票又は振替輸送人員証明書を所持する旅客（第９条第６項による取扱いを行った旅客を含む。）が乗越しの取扱いを請求した場合は、当該取扱いをした駅間につ

いては別途乗車として取り扱う。

２　前項により、別途乗車の取扱いをする場合は、当該乗越しをした駅間に相当する普通旅客運賃又は特定割引普通旅客運賃を収受する。

（誤乗駅間の無料送還の取扱い）

第13条　振替乗車票を所持する旅客（第９条第６項による取扱いを行った旅客を含む。）が、券面に表示された駅間外に誤って乗車した場合の取扱いは、高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速規程」という。）第119条の規定を準用する。

（手回り品の取扱いの特例）

第14条　振替輸送の取扱いを受ける旅客が、鉄道線において既にその手回り品について有料の取扱いを受けている場合は、高速規程第123条の規定にかかわらず、当該手回り品の列車内への持込みを認める。

（振替乗車票の相互保管）

第15条　駅務区長は、鉄道線の駅長に対して、あらかじめ、振替乗車票を交付するとともに、鉄道線の駅長からあらかじめ振替乗車票の交付を受け、その保管責任を負うものとする。

２　前項により、相互に交付する振替乗車票の数（以下「保管定数」という。）は、別表第２のとおりとする。

（振替乗車票の授受）

第16条　高速鉄道と鉄道線との振替乗車票の授受は、接続駅相互間において行うものとし、その取扱方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　駅務区長は、鉄道線の駅長から振替乗車票と振替乗車票送付書２通を同時に受領し、これを確認のうえ１通に受領印を押し、その写しを安全運行管理官に送付する。

(2)　駅務区長は、振替輸送の取扱い終了後、直ちに振替乗車票定数補充請求書２通に廃札（第11条第１号に定める廃札を除く。）を添付して、鉄道線の駅長に提出した後、前号の手続きにより振替乗車票の交付を受け、常に第15条第２項に定める保管定数の振替乗車票を保管しておかなければならない。

(3)　駅務区長は、鉄道線の駅長から振替乗車票の交付の請求を受けたときは、前２号に準じて振替乗車票の交付をするものとする。

(4)　振替乗車票送付書の様式は、第４号様式のとおりとし、振替乗車票定数補充請求書の様式は、第５号様式のとおりとする。

（報告書の作成）

第17条　駅務区長は、振替輸送の取扱い終了後、直ちに振替輸送取扱報告書を作成しなければならない。ただし、第１条に規定する鉄道線との振替輸送に係る報告書の作成については、省略することができる。

２　鉄道線が振替輸送の取扱いを行った場合には、駅務区長は、振替輸送取扱報告書を３通作成し、１通は財務課長に、１通は鉄道線の駅長から提出を受けた振替乗車票定数補充請求書１通及び廃札（第11条第１号及び第16条第２号に定める廃札を除く。）を添えて安全運行管理官に提出するものとする。

３　振替輸送取扱報告書の様式は、第６号様式のとおりとする。

（施行細目）

第18条　この規程の施行に関し必要な事項は、高速鉄道部長が定める。

附　則

この改正規程は、昭和63年６月11日から施行する。

附　則（平成元年１月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年５月16日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成２年４月６日から適用する。

附　則（平成２年10月16日）

この改正規程は、平成２年10月24日から施行する。

附　則（平成３年５月２日）

（施行期日）

１　この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める

附　則（平成７年３月31日）

この改正規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成９年５月26日）

この改正規程は、平成９年６月３日から施行する。

附　則（平成11年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年９月20日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成14年９月１日から適用する。

附　則（平成16年12月28日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月31日）

この改正規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日）

この改正規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年１月11日）

この改正規程は、平成20年１月16日から施行する。

附　則（平成22年１月12日）

この規程は、公布の日から施行し、平成20年10月19日から適用する。

附　則（平成26年３月31日）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月15日）

この規程は、平成31年３月16日から施行する。

附　則（令和２年３月31日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日）

この改正規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

１　高速鉄道から乗合自動車への振替の場合の接続駅

高速鉄道	乗合自動車
各駅	高速鉄道各駅の最寄りの停留所

２　高速鉄道と鉄道線との相互振替の場合の接続駅

(1)　高速鉄道と近鉄との相互振替

高速鉄道	近鉄
京都駅	京都駅
九条駅	東寺駅
十条駅	十条駅
くいな橋駅	上鳥羽口駅

竹田駅	竹田駅

(2)　高速鉄道と京阪線との相互振替

高速鉄道	京阪線
今出川駅	出町柳駅
丸太町駅	神宮丸太町駅
烏丸御池駅 京都市役所前駅 三条京阪駅	三条駅
四条駅	祇園四条駅
五条駅	清水五条駅
京都駅	七条駅
竹田駅	竹田駅（近鉄）
六地蔵駅	六地蔵駅

(3)　高速鉄道と京阪大津線との相互振替

高速鉄道	京阪大津線
山科駅	京阪山科駅
御陵駅	御陵駅

(4)　高速鉄道と西日本会社との相互振替

高速鉄道	西日本会社
山科駅	山科駅
京都駅	京都駅
二条駅	二条駅
六地蔵駅	六地蔵駅
西大路御池駅	円町駅
太秦天神川駅	花園駅

(5)　高速鉄道と阪急との相互振替

高速鉄道	阪急
三条京阪	京都河原町
京都市役所前	
烏丸御池	烏丸

四条	
二条城前	大宮
二条	
西大路御池	西院
太秦天神川	西京極
	桂
	上桂
	松尾大社
	嵐山

別表第２（第15条関係）

１　高速鉄道と近鉄との相互振替に係る保管定数

高速鉄道	駅名	京都	九条	十条	くいな橋	竹田
	保管数	2万枚	5千枚	5千枚	5千枚	2万枚
近鉄	駅名	京都	東寺	十条	上鳥羽口	竹田
	保管数	2万枚	5千枚	5千枚	5千枚	2万枚

２　高速鉄道と京阪線との相互振替に係る保管定数

高速鉄道	駅名	今出川	丸太町	三条京阪	四条	五条	京都	六地蔵
	保管数	5千枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚	2万枚	5千枚
京阪	駅名	出町柳	神宮丸太町	三条	祇園四条	清水五条	七条	六地蔵
	保管数	5千枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚	5千枚	5千枚

３　高速鉄道と京阪大津線との相互振替に係る保管定数

高速鉄道	駅名	山科	御陵
	保管数	5千枚	5千枚
京阪大津駅	駅名	京阪山科	御陵
	保管数	5千枚	5千枚

４　高速鉄道と西日本会社との相互振替に係る保管定数

高速鉄道	駅名	山科	京都	二条	六地蔵	西大路御池	太秦天神川

	保管数	5千枚	1万枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚
西日本会社	駅名	山科	京都	二条	六地蔵	円町	花園
	保管数	5千枚	1万枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚

第1号様式(第9条関係)

1　高速鉄道が運行不能となり乗合自動車へ振り替える場合

（表　面）

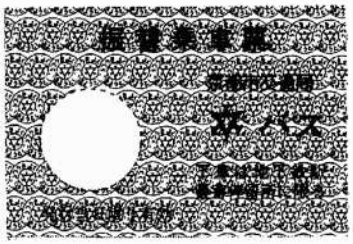

備考1　大きさは、縦4.0センチメートル・横6.0センチメートルとする。

2　裏面は、無地とする。

3　円内に駅名印を押印する。

2　高速鉄道が運行不能となり近鉄へ振り替える場合

（表　面）　　（裏　面）

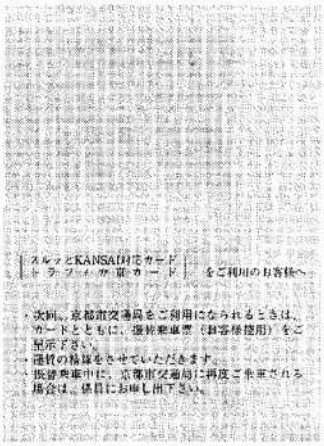

備考1　大きさは、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。

2　駅名印を押印する。

3　高速鉄道が運行不能となり京阪線へ振り替える場合

（表　面）

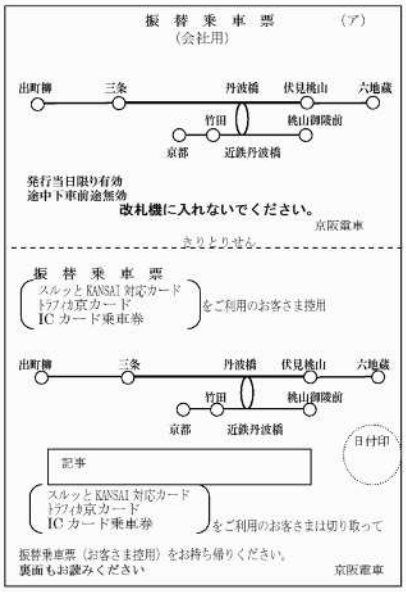

（裏　面）

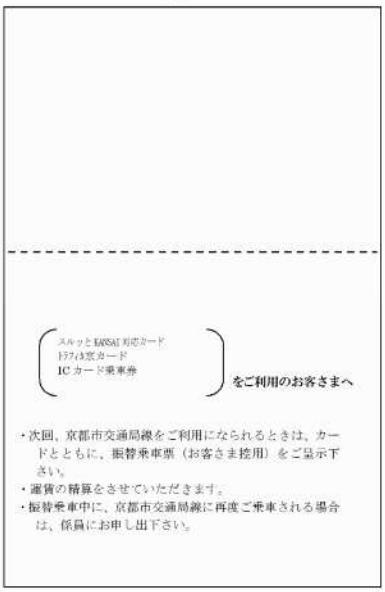

備考1　大きさは、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。

2　駅名印を押印する。

3　必要に応じ、さ少の変更をすることがある。

4　高速鉄道が運行不能となり京阪大津線へ振り替える場合

（表　面）

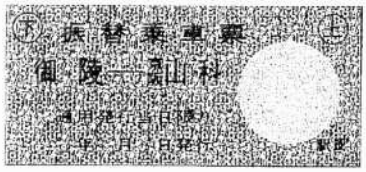

（裏　面）

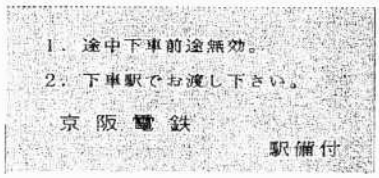

備考1　大きさは、縦2.7センチメートル・横5.8センチメートルとする。

2　駅名を押印する。

5　高速鉄道が運行不能となり西日本会社へ振り替える場合

（表　面）

（裏　面）

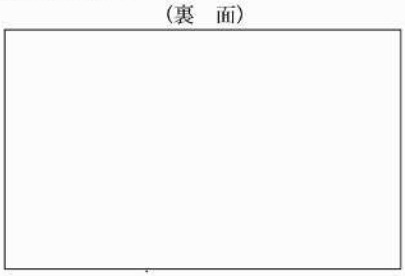

備考　大きさは、縦5.0センチメートル・横10.0センチメートルとする。

6　高速鉄道が運行不能となり阪急へ振り替える場合

（表面）

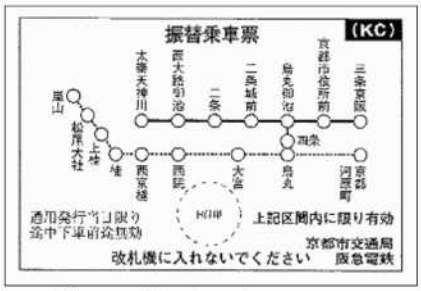

（裏面）

備考　1　大きさは、縦5.7センチメートル・横8.5センチメートルとする。

2　必要に応じ、さ少の変更をすることがある。

7　近鉄が運行不能となり高速鉄道へ振り替える場合

（表　面）　　（裏　面）

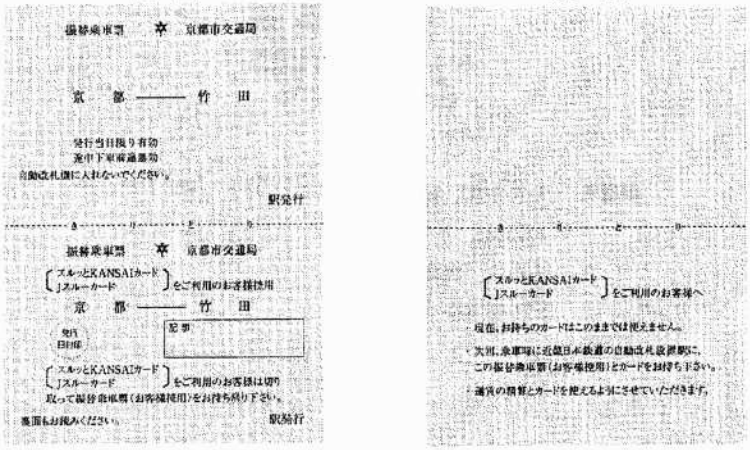

備考1　大きさは、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。

2　駅名印を押印する。

8　京阪線が運行不能となり高速鉄道へ振り替える場合

（表　面）　　（裏　面）

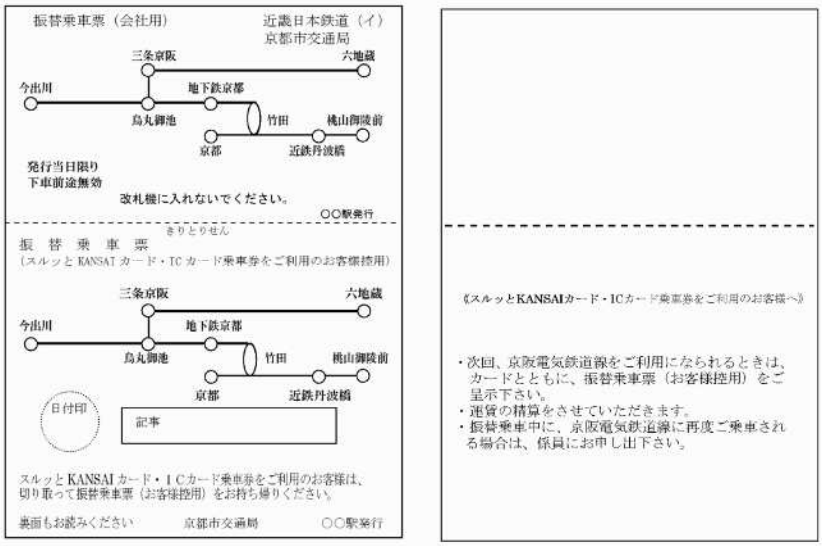

備考1　大きさは、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。

2　駅名印を押印する。

3　必要に応じ、さ少の変更をすることがある。

9　京阪大津線が運行不能となり高速鉄道へ振り替える場合

（表　面）

備考1　大きさは、縦3.0センチメートル・横5.7センチメートルとする。

2　裏面は、無地とする。

3　駅名を押印する。

10　西日本会社が運行不能となり高速鉄道へ振り替える場合

（表　面）

（裏　面）

備考　大きさは、縦5.0センチメートル・横10.0センチメートルとする。

11　阪急が運行不能となり高速鉄道へ振り替える場合

（表面）　　（裏面）

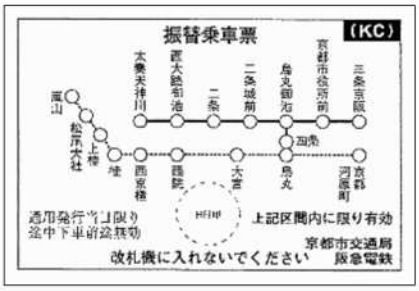

備考　1　大きさは、縦5.7センチメートル・横8.5センチメートルとする。

2　必要に応じ、さ少の変更をすることがある。

第2号様式(第10条関係)

振替輸送人員証明書

第 000 号

年　　月　　日　発行

証明者　　駅長 ㊞

輸送区間	輸送人員	記事
駅から　　駅まで		

第3号様式(第11条関係)

第　　号

徴 取 人 員 報 告 書

年　月　日

駅長殿

駅長　印

年　月　日　　線不通のため実施した

徴取調査による人員数を次のとおり報告します。

調査駅名	駅名	人数	記事
	駅	名	
	駅	名	
	駅	名	
	駅	名	
	駅	名	
	合計	名	

第4号様式(第16条関係)

振替乗車票送付書

年　月　日　送付
送付者　駅長　印

駅名	枚数	記事
京都		
九条		
十条		
くいな橋		
竹田		
計		

上記のとおり振替乗車票を受領しました。

年　月　日
受領者　駅長　印

第5号様式(第16条関係)

第000号

振替乗車票定数補充請求書

年　月　日

駅長殿

駅長　㊞

年　月　日使用した振替乗車票の補充数を次のとおり請求します。

駅名	定数	使用数	廃札数	残数	補充数
京都					
九条					
十条					
くいな橋					
竹田					
計					

第6号様式(第17条関係)

振替輸送取扱報告書

年　月　日

殿

㊞

振替理由	
運行不能駅間	線　駅～　駅
振替駅間	駅～　駅
振替日時	年　月　日　時　分～　時　分

振替乗車票発行枚数	振替乗車票使用枚数	振替乗車票廃札枚数
枚	枚	枚

備考

○京都市高速鉄道代行輸送取扱規程

昭和59年３月29日
交通局管理規程７―３
改正　昭和59年３月31日
昭和61年４月１日
昭和62年４月30日
平成元年１月20日
平成２年５月16日
平成10年８月20日
平成31年３月15日

京都市高速鉄道代行輸送取扱規程を次のように制定する。

京都市交通局管理規程７―３

京都市高速鉄道代行輸送取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、京都市高速鉄道旅客運賃条例第15条の規定に基づき、西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の鉄道線（以下「西日本会社線」という。）又は阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）の鉄道線（以下「阪急線」という。）の列車運行の不能時における本市高速鉄道の列車による輸送（以下「代行輸送」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱範囲）

第２条　代行輸送の取扱いをする旅客の範囲は、西日本会社線又は阪急線が運行不能となり、西日本会社及び阪急が振替輸送を実施する場合において、既に西日本会社線又は阪急線の振替輸送区間に有効な乗車券（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）を除く。以下「有効な乗車券」という。）を所持し、かつ、代行輸送を必要とする旅客に限るものとする。

（代行輸送の区間）

第３条　代行輸送を行う区間は、本市高速鉄道京都駅（西日本会社線京都駅）と四条駅（阪急線烏丸駅）相互間とする。

（代行輸送に関する通報等の発受）

第４条　代行輸送の実施に関する通報及び承認は、次に掲げる者の間において行う。

(1)　本市　高速鉄道部安全運行管理官（運転指令区）

(2)　西日本会社　鉄道本部新大阪総合指令所（輸送指令　旅客担当）

(3)　阪急　運輸部課長（営業担当）（休日の場合は、営業指令）

（代行輸送の実施及び解除の手配）

第５条　西日本会社又は阪急は、代行輸送の必要が生じた場合は、次の事項を本市に通報し、代行輸送について承認を受けるものとする。

(1)　不通の事由及び場所

(2)　代行輸送実施の時期

(3)　旅客の停滞状況及び開通までの代行輸送想定人員

(4)　代行輸送区間

(5)　復旧の予定日時及び代行輸送の終了予定日時

２　西日本会社又は阪急は、代行輸送の必要がなくなった場合は、その旨を本市に通報するものとする。

（実施の承認及び指示）

第６条　本市は、代行輸送の取扱いの要請を受けた場合は、列車運行上支障のない限り承認し、直ちに関係駅に対し、代行輸送の実施について指示するものとする。代行輸送の解除の通知を受けた場合も同様とする。

（代行乗車票の発行）

第７条　西日本会社又は阪急は、第５条の規定により代行輸送の承認を受けた場合は、第２条に規定する旅客に対し代行乗車票を発行するものとし、本市は、これにより輸送を行うものとする。ただし、西日本会社又は阪急が代行乗車票を発行しない場合は、代行乗車票を発行したものとみなして輸送を行うことができる。

２　代行乗車票の様式は、様式第１号のとおりとする。

３　第１項ただし書による取扱いを行うときは、有効な乗車券の提示によること。

（代行振替輸送人員証明書の発行）

第８条　西日本会社又は阪急は、前条の規定にかかわらず、団体旅客等旅客１人ごとに代行乗車票が発行できない場合は、代行振替輸送人員証明書を発行することができる。

２　代行振替輸送人員証明書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（代行乗車票の効力）

第９条　代行乗車票を所持する旅客（第７条第１項ただし書による取扱いを行った旅客を含む。以下同じ。）が五条駅において下車する場合は、当該代行乗車票をその後の乗車について無効として回収する。

（別途乗車の取扱い）

第10条　代行乗車票を所持する旅客が乗越しの取扱いを請求した場合は、当該取扱いの請求をした駅間について別途乗車として取り扱う。

２　前項の規定により別途乗車の取扱いをする場合は、当該乗越しをした駅間に対応する普通旅客運賃又は特定割引普通旅客運賃を収受する。

（誤乗駅間の無料送還の取扱い）

第11条　代行乗車票を所持する旅客が、券面に表示された駅間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、最近の列車により当該誤乗駅間について無料送還の取扱いをする。

２　前項の取扱いをする場合の誤乗駅間については、別に旅客運賃を収受しない。ただし、旅客が無料送還中、途中駅で下車した場合は、発駅から下車駅までの駅間に対応する普通旅客運賃又は特定割引普通旅客運賃を収受する。

（手回り品の取扱いの特例）

第12条　代行輸送の取扱いを受ける旅客が、西日本会社又は阪急において既にその手回り品について有料の取扱いを受けている場合は、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第123条の規定にかかわらず、当該手回り品の列車内への持込みを認める。

（施行細目）

第13条　この規程の施行に関し必要な事項は、高速鉄道部長が定める。

附　則

この規程は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年３月31日）

この改正規程は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年４月30日）

（施行期日）

１　この改正規程は、公布の日から施行し、昭和62年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この改正規程による改正後の京都市高速鉄道代行輸送取扱規程の規定にかかわらず、この改正前に作成又は交付済みの代行乗車票その他帳票類は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3　前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附　則（平成元年１月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年５月16日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成２年４月６日から適用する。

附　則（平成10年８月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年３月15日）

この規程は、平成31年３月16日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

1　西日本会社が調製するもの

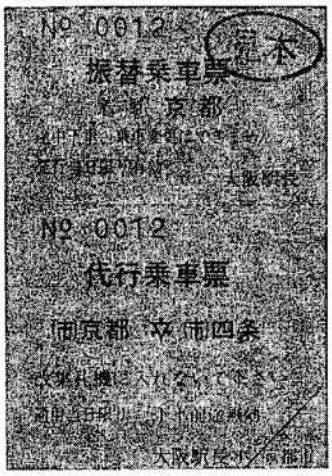

備考1　代行乗車票の大きさは、縦7センチメートル、横5センチメートルとする。

2　地色は、淡赤色とし、西日本会社の地模様を入れる。

2　阪急が調製するもの

備考1　代行乗車票の大きさは、縦7センチメートル、横5センチメートルとする。

2　地色は、黄色とし、阪急の地模様を入れる。

様式第2号(第8条関係)

代行
振替 輸送人員証明書

第　　号

年　月　日

証明者　　駅長 ㊞

輸送区間		輸送人員
から	まで	

（別紙２）

京都市高速鉄道事業駅職員業務委託審査項目

今回、応募事業者から提出された書類については、下記の項目に基づき審査を行います。

１　申請事業者の状況について

（１）組織の安定性

①　組織状況

②　財務状況

（２）管理運営適性

同種業務等の実施実績

２　業務に関する業務実施計画について

（１）運営の方向性

業務実施の基本方針

（２）業務実施の内容

①　駅業務責任者及び業務従事者の人材確保及び育成の内容

②　業務の管理監督方法

③　お客様からのご意見やお問い合わせ等への対処方法

④　安全・危機管理に関する考え方

⑤　お客様サービスの質の確保・向上に関する考え方

⑥　業務従事者の配置内容及び労務管理の考え方

⑦　その他

３　運営コストに関する計画

（１）本委託業務の受託に伴う委託料の額

（別紙３）

提出書類一覧

Ⅰ　事業者の概要・財務状況等

書類№	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅰ－１	申請書	(1)　委託業務応募申請書［様式Ⅰ－１－(1)］ ＊　「申請する委託区分」の欄については、申請する委託区分を〇で囲むこと。 ＊　１区分のみの応募を可とする。	8
		(2)　委託業務応募申請事業者連絡先［様式Ⅰ－１－(2)］ ＊　担当者名は、実務担当を含め複数記入すること。	8
Ⅰ－２	事業者の概要	(1)　法人の沿革［様式任意］ ＊　既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの。	8
		(2)　代表者の履歴［様式任意］	8
		(3)　役員名簿［様式任意］ ＊　既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する。	8
		(4)　法人の概要［様式任意］ ＊　既存のものでも可。	8
		(5)　法人運営に関する資料［様式任意］ ＊　経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料。	8
		(6)　監査指摘等の状況［様式任意］ ＊　過去３年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する。	8
Ⅰ－３	定款 又は寄付行為	最新のもの［様式任意］	8
Ⅰ－４	法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書 応募申込日前３箇月以内に発行されたもの	8
Ⅰ－５	印鑑証明書	応募申込日前３箇月以内に発行されたもの	8
Ⅰ－６	決算書等	最近３年間の税務申告提出時の法人税申告書類及び決算書類一式 ＊　法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 ＊　現在経営（運営受託施設を含む）施設の決算書類を含む	8
Ⅰ－７	納税証明書等	(1)　国税（法人税及び消費税） ＊　令和６年４月１日以降に発行された直近２年分の原本（未納のないことの証明書）	8
		(2)　市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税） ＊　令和６年４月１日以降に発行された直近２年分の原本（未納のないことの証明書）	8

Ⅰ－８	水道料金・下水道使用料に係る調査同意書	別添用紙又は京都市入札情報館（以下のアドレス）から様式をダウンロードし、必要事項を記入したもの。 http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/pdf/chousadouisuidou.pdf	1
Ⅰ－９	京都市暴力団排除条例に係る誓約書	履歴事項全部証明書に記載されている役員を記入すること。ただし、京都市の競争入札参加有資格者については提出不要。 ［様式Ⅰ－９］	1

Ⅱ　これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等（運営を受託している事業を含む）

書類№	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅱ－１	これまでに実施した業務の概要	これまでに実施した業務の概要、直営、受託の別、実施の規模、実施期間、業務の内容等を記載すること。［様式Ⅱ－１］	8
Ⅱ－２	その他類似事業等の実績	鉄道事業に類似する接客サービスの実施状況を様式Ⅱ－１と同様に記載すること。［様式Ⅱ－２］	8
Ⅱ－３	処分又は表彰の有無	これまでに実施した鉄道事業において、不祥事等による行政処分・委託事業者からの処分又は人命救助や事故防止による表彰等を受けたことがあれば、内容を記載すること。［様式Ⅱ－３］	8

Ⅲ　事業運営に関する計画

書類№	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅲ－１	業務実施の基本方針	本委託業務をどのような点に留意して実施するのかについて、運営の方向性や基本方針を具体的かつ簡潔に記載すること。［様式Ⅲ－１］	8
Ⅲ－２	駅業務責任者及び業務従事者の人材確保	駅業務責任者と業務従事者について、どのような業務経験（駅務従事経験者、接遇サービス経験者等）を有した人材をどのように確保するのか、それぞれ具体的に記載すること。また、駅務従事経験者の予定確保人数や業務従事者全体に占める割合については、具体的な数字を記載すること。［様式Ⅲ－２］	8

Ⅲ－３	業務の管理監督方法	(1)　駅業務責任者の業務内容と配置計画 受託した業務を確実かつ円滑に実施するために、業務従事者をどのように管理監督し、指示・指導するのかについて、具体的に記載するとともに、駅業務責任者をどのように配置する計画かを示すこと。[様式Ⅲ－３] (2)　法令遵守のための対策 駅運用資金や駅収入金及び乗車券等の有価証券類の厳格な取り扱い方法、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止対策について、具体的に記載すること。また、それらの法令遵守対策を推進する「規則・マニュアル類」、「指導・研修体制」、「その他の具体的な対策」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－３]	８
Ⅲ－４	お客様からのご意見やお問い合わせへの対処方法	業務中にお客様からいただいたご意見やご要望、お問い合わせ等に対し、どのように対処するのかや、ご意見等をどのように業務へ活用するのかについて、具体的に記載すること。また、お客様のご意見やご要望に対応するための「マニュアル類」や「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－４]	８
Ⅲ－５	安全･危機管理に関する考え方	事故防止や安全確認等、安全・危機管理についての考え方及び想定訓練の実績、計画について、具体的に記載すること。また、危機管理に係る「マニュアル類」や「年間の訓練計画」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－５]	８
Ⅲ－６	サービスの質の確保･向上に関する考え方	業務従事者のお客様接遇に対する考え方やスキルの向上策及び交通サポートマネージャー等の資格取得に対する考え方や計画について、具体的に記載すること。また、サービスの質や業務知識向上のための「マニュアル」、「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－６]	８
Ⅲ－７	業務従事者の配置内容	受託した各駅においてどのように業務従事者を配置するのか、以下を参照のうえ、具体的に記載すること。[様式任意] ・「勤務サイクル表（勤務シフト表)」 　業務従事者がどの駅で、どのようなサイクル（シフト）で勤務を行うかを示す表 ・「人員配置表」 　業務従事者の駅への配置人数を示す人員配置計画の一覧表 ・「仕業表」 　各駅の１日の出勤人数（出面配置人数）及び業務従事者ごとの勤務時間と業務内容を時間帯で示した仕業表 ・駅業務を遂行するに当たっての要員配置と労務管理の考え方	８

Ⅲ－８	駅業務責任者・業務従事者の労働条件	(1)　就業規則（案）（給与規定含む）［様式任意］	8
		(2)　雇用契約書（案）［様式任意］	8
Ⅲ－９	その他	これまでに記載した内容以外で、受託業務の範囲内で実現可能なものがあれば具体的に記載すること。［様式Ⅲ－９］ （内容によっては事業者選定の際の加点対象とすることがあります）	8

Ⅳ　運営コストに関する計画

書類№	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅳ－１	委託料の額	実際の委託に際して委託料協議の基礎の金額となるので、責任の持てる受託可能な金額を記載すること。 また、金額の根拠となる詳細な内訳を添付すること。［様式Ⅳ－１］ (1)　委託料総額（全委託期間での総額） (2)　年度ごとの委託料 (3)　駅ごとの年間委託料 (4)　記載した委託料の算定根拠となる内訳 （人件費・運営費や事務費の必要経費等） (5)　駅業務責任者、業務従事者それぞれの時給単価及び年間人件費（年度ごと）	8

[様式Ⅰ－１－(1)]

令和　　年　　月　　日

京都市公営企業管理者交通局長　様

委 託 業 務 応 募 申 請 書

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項に基づき、京都市高速鉄道の駅職員業務の委託公募について以下のとおり応募を申請します。

記

１　申請の内容

<table>
<tr><td>（ふりがな）
申請団体の名称</td><td colspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
代表者名</td><td colspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
主たる事業所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>申請する業務の名称</td><td colspan="2">京都市高速鉄道事業駅職員業務</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請する委託区分</td><td rowspan="2">区分Ａ</td><td>区分Ｂ</td></tr>
<tr><td>区分Ｃ</td></tr>
</table>

＊「申請する委託区分」の欄については、申請する委託区分を○で囲んでください。ただし、申請はいずれか１区分のみとします。

２　提出書類

Ⅰ　事業者の概要・財務状況等

書　　類　　名	様　式　等	部　数
１　申請書		
（１）委託業務応募申請書	［様式Ⅰ－１－(1)］	８
（２）委託業務応募申請事業者連絡先	［様式Ⅰ－１－(2)］	８
２　事業者の概要		
（１）法人の沿革	［様式任意］	８
（２）代表者の履歴	［様式任意］	８
（３）役員名簿	［様式任意］	８
（４）法人の概要	［様式任意］	８
（５）法人運営に関する資料	［様式任意］	８
（６）監査指摘等の状況	［様式任意］	８
３　定款又は寄付行為	［様式任意］	８
４　法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書	８
５　印鑑証明書		８
６　決算書等	［決算書類一式］	８
７　納税証明書等		
（１）国税（法人税及び消費税）		８
（２）市税（法人市民税及び固定資産税）		８
８　水道料金・下水道使用料に係る調査同意書	別紙	１
９　京都市暴力団排除条例に係る誓約書	［様式Ⅰ－９］	１

Ⅱ　これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等

書　　類　　名	様　式　等	部　数
１　これまでに実施した業務の概要	［様式Ⅱ－１］	８
２　その他類似事業等の実績	［様式Ⅱ－２］	８
３　処分又は表彰の有無	［様式Ⅱ－３］	８

Ⅲ　事業運営に関する計画

書　　類　　名	様　式　等	部　数
１　業務実施の基本方針	［様式Ⅲ－１］	８
２　駅業務責任者及び業務従事者の人材確保	［様式Ⅲ－２］	８
３　業務の管理監督方法		
（１）駅業務責任者の業務内容と配置計画	［様式Ⅲ－３］	８
（２）法令遵守のための対策	［様式Ⅲ－３］	８
４　お客様からのご意見やお問い合わせへの対処方法	［様式Ⅲ－４］	８
５　安全・危機管理に関する考え方	［様式Ⅲ－５］	８
６　サービスの質の確保・向上に関する考え方	［様式Ⅲ－６］	８
７　業務従事者の配置内容	［様式任意］	８
８　駅業務責任者・業務従事者の労働条件		
（１）就業規則（案）（給与規定含む）	［様式任意］	８
（２）雇用契約書（案）	［様式任意］	８
９　その他	［様式Ⅲ－９］	８

Ⅳ　運営コストに関する計画

書　　類　　名	様　式　等	部　数
１　委託料の額	［様式Ⅳ－１］	８

[様式Ｉ－１－(2)]

令和　　年　　月　　日

委託業務応募申請事業者連絡先

申請団体の名称			
主たる事務所の所在地			
主たる事務所の連絡先		電話番号	
		ＦＡＸ番号	
		電子メールアドレス	
主たる事務所における担当者名※２			
申請に係る連絡先※１	事務所の所在地		
	連絡先	電話番号	
		ＦＡＸ番号	
		電子メールアドレス	
	担当者名※２		
緊急連絡先※３	電話番号		
	担当者名		

※１　申請に係る連絡先が主たる事務所の連絡先と同一の場合は、記入不要。

※２　担当者名については、実務担当者を含め複数人記入すること。（緊急連絡先を除く。）
　　また、ふりがなをふること。

※３　緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

誓　約　書

（宛先）京都市公営企業管理者 交通局長	年　　月　　日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話　　－

暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

誓約者並びに京都市暴力団排除条例第２条第４号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第５号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

役職名又は呼称	氏　　名	フリガナ	生年月日	性　別

注　誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

⑴　誓約者が法人である場合　京都市暴力団排除条例第２条第４号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）

⑵　誓約者が個人である場合　誓約者及び京都市暴力団排除条例第２条第４号ウに規定する使用人

Ⅱ　これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等（運営を受託している事業を含む）

1　これまでに実施した業務の概要

これまでに実施した業務の概要、直営、受託の別、実施の規模、実施期間、業務の内容等を記載する。

業務名	事業者名	所在地	直営受託の別	就業人数（人）	実績期間（年月）	業務概要

※　記載欄が不足する場合等については、適宜、行を拡張・追加又は別紙（様式任意）による補足をしても良い。

Ⅱ　これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等（運営を受託している事業を含む）

2　その他類似事業等の実績

鉄道事業に類似する接客サービスの実施状況をⅡ－1と同様に記載する。

業務名	事業者名	所在地	直営受託の別	就業人数（人）	実績期間（年月）	業務概要

※　記載欄が不足する場合等については、適宜、行を拡張・追加又は別紙（様式任意）による補足をしても良い。

Ⅱ　これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等（運営を受託している事業を含む）

３　処分又は表彰の有無

これまでに実施した鉄道事業において、不祥事等による行政処分・委託事業者からの処分又は人命救助や事故防止による表彰等を受けたことがあれば、内容を記載する。

処分／表彰の別	日時	場所	内容

※　記載欄が不足する場合等については、適宜、行を拡張・追加又は別紙（様式任意）による補足をしても良い。

［様式Ⅲ－１］

Ⅲ　事業運営に関する計画

１　業務実施の基本方針 本委託業務をどのような点に留意して実施するのかについて、運営の方向性や基本方針を具体的かつ簡潔に記載する。

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ　事業運営に関する計画

２　駅業務責任者及び業務従事者の人材確保 駅業務責任者と業務従事者について、どのような業務経験（駅務従事経験者、接遇サービス経験者等）を有した人材をどのように確保するのか、それぞれ具体的に記載する。また、駅務従事経験者の予定確保人数や業務従事者全体に占める割合については、具体的な数字を記載する。
○駅業務責任者について ○業務従事者について

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ　事業運営に関する計画

３　業務の管理監督方法
(1)　駅業務責任者の業務内容と配置計画 受託した業務を確実かつ円滑に実施するために、業務従事者をどのように管理監督し、指示・指導するのかについて、具体的に記載するとともに、駅業務責任者をどのように配置する計画かを示す。
○駅業務責任者の業務内容と業務従事者への指示・指導方法 ○駅業務責任者の配置方法 （記載例：泊勤務○名、日勤○名、駅で仮泊／市内事務所で待機の別など）
(2)　法令遵守のための対策 駅運用資金や駅収入金及び乗車券等の有価証券類の厳格な取扱方法、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止対策について、具体的に記載する。また、それらの法令遵守対策を推進する「規則・マニュアル類」、「指導・研修体制」、「その他の具体的な対策」等があれば添付する。

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ　事業運営に関する計画

４　お客様からのご意見やお問い合わせへの対処方法 業務中にお客様からいただいたご意見やご要望、お問い合わせ等に対し、どのように対処するのかや、ご意見等をどのように業務へ活用するのかについて、具体的に記載する。また、お客様のご意見やご要望に対応するための「マニュアル類」や「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付する。

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ　事業運営に関する計画

５　安全・危機管理に関する考え方

事故防止や安全確認等、安全・危機管理についての考え方及び想定訓練の実績、計画について、具体的に記載する。また、危機管理に係る「マニュアル類」や「年間の訓練計画」等があれば添付する。

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ　事業運営に関する計画

６　サービスの質の確保・向上に関する考え方

業務従事者のお客様接遇に対する考え方やスキルの向上策及び交通サポートマネージャー等の資格取得に対する考え方や計画について、具体的に記載する。また、サービスの質や業務知識向上のための「マニュアル」、「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付する。

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ　事業運営に関する計画

９　その他 これまでに記載した内容以外で、受託業務の範囲内で実現可能なものがあれば具体的に記載する。

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅳ　運営コストに関する計画

１　委託料の額

実際の委託に際して委託料協議の基礎の金額となるので、責任の持てる受託可能な金額を記載する。また、金額の根拠となる詳細な内訳を添付する。

(1)　委託料総額（全委託期間での総額）

(2)　年度ごとの委託料

(3)　駅ごとの年間委託料

(4)　記載した委託料の算定根拠となる内訳

（人件費・運営費や事務費の必要経費等）

(5)　駅業務責任者、業務従事者それぞれの時給単価及び年間人件費単価（年度ごと）

※　記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。